

京都市交通局管理規程第15号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び技術長」を削り、同条第3項中「局に」の右に「技術長又は」を加える。

第7条第1項中「及び技術長」を削り、同条第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 技術長が置かれなないときは、技術長が所掌する技術事項の総括に係る職務は、管理者が指定した部長又は担当部長が行う。

第8条総務課の項中第20号を第22号とし、第2号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 経営健全化計画の実施状況の総括に関すること。

(3) 事務事業の推進に係る総合調整に関すること。

第8条企画課の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 京都市地下鉄5万人増客推進本部に関すること。

第8条職員課の項第19号中「組合」を削る。

第9条技術課の項第5号を削り、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 京都市自転車等放置防止条例による自転車の保管及び返還に関すること。

第10条営業課の項第10号を次のように改める。

(10) 京都市交通事業振興公社及び京都地下鉄整備株式会社に関すること。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)